

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 12 月 16 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600834号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600319号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店(現在は、C社B支店)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年7月10日から同年8月1日まで

ねんきん定期便の年金加入履歴に昭和62年7月10日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録がない。昭和62年7月9日にD社を退職し、A社に同年7月10日に入社し給与から厚生年金保険料が控除されていた。当時の源泉徴収票を提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び請求者から提出されたA社に係る昭和62年分給与所得の源泉徴収票により、請求者が請求期間において、A社B支店に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社B支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和62年8月1日であり、請求期間には適用事業所でないことが確認できる。

また、C社B支店の社会保険事務担当者は、当時の資料等が何も残っていないので、何も確認できない旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記源泉徴収票により確認できるA社に係る社会保険料等の金額について検証したところ、健康保険料及び厚生年金保険料については同被保険者資格を取得した昭和62年8月分から同年11月分に相当する額であることが推認できる。

加えて、オンライン記録により、請求者同様、A社B支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和62年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、その直前に厚生年金保険の加入記録がない者が請求者を除き6人確認できるところ、4人(同社において昭和62年7月に雇用保険の加入記録が確認できる一人を含む)は連絡先が分からないため照会することができず、連絡先が判明した二人のうち一人から回答を得たが、請求期間に係る保険料控除について分からないと回答しており、残る一人(同社において昭和62年7月に雇用保険の加入記録が確

認できる) については回答が得られないことから、これらの者から請求期間の保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。